

労働安全衛生規則第540条

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

労働安全衛生法 第119条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

…第20条から第25条まで、…の規定に違反した者

労働安全衛生法 第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

刑法 第60条

2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。



# クボタ住民患者から青石綿 兵庫●より鮮明になる因果関係

クボタ旧神崎工場周辺に居住歴、職歴のある中皮腫患者が多数にのぼっているなか、車谷典男（奈良県立医科大学）・熊谷信二（大阪府立公衆衛生研究所）両氏による疫学調査が実施され、その結果、中皮腫の多発・集積が立証され、石綿飛散の実態が科学的に推定されている（6月号参照）。

こうした調査と平行して、中皮腫の方の肺内の石綿小体数の計測と電子顕微鏡による肺内石綿繊維の定性定量分析（石綿の種類と量）が行われ、これまでに6名の石綿小体数、うち2名の電子顕微鏡分析結果が明らかになった。調査は名取雄司氏（中皮腫・じん肺・アスベストセンター）、酒井潔氏（名古屋市衛生研究所）らのグループが行った。

石綿小体数はいずれも近隣

曝露に匹敵する数であり、電顕で検出された石綿繊維は青石

綿を主体としたもので明らかに多量であった。つまり、6名は明らかな石綿曝露にさらされており、2名については相当量の青石綿を吸引したことが実証された。今後調査は継続される。

6例の肺内石綿小体数は、平均410±225本（112～677本）/乾燥肺1gで、職業性曝露の基準1,000本/乾燥肺1gより低かった

## 因果関係認めて

**私の胸に居座り続けた悲しみの証拠**

クボタ周辺住民から青石綿

「心からの海浜」といふクボタの一角に、かつては青石綿の採掘場があった。その採掘場からは、青石綿の繊維が、風をたよりに、周辺に飛散していた。その飛散した青石綿の繊維が、住民の肺に吸い込まれ、中皮腫の原因となっていた。これが、クボタ周辺住民から青石綿の因果関係を認めた証拠である。



「心からの海浜」といふクボタの一角に、かつては青石綿の採掘場があった。その採掘場からは、青石綿の繊維が、風をたよりに、周辺に飛散していた。その飛散した青石綿の繊維が、住民の肺に吸い込まれ、中皮腫の原因となっていた。これが、クボタ周辺住民から青石綿の因果関係を認めた証拠である。

**クボタ工場 住民の肺から青石綿**

中皮腫 発症 因果関係明確に

「見解は従来通り」として、住民の肺から青石綿の繊維が検出された。これは、クボタ工場の曝露と住民の発症との因果関係を明確にした重要な証拠である。



「見解は従来通り」として、住民の肺から青石綿の繊維が検出された。これは、クボタ工場の曝露と住民の発症との因果関係を明確にした重要な証拠である。

		土井雅子さん	佐藤恭子さん
石綿小体数*1		270本	570本
電顕 分析 *2	青石綿	350万本	720万本
	白石綿	30万本	360万本
	合計	380万本	1,090万本

※乾燥肺1g当たり

\*1 石綿曝露のないコントロール群は平均35±44本

\*2 職業的石綿曝露がないと考えられた女性18例の幾何平均値150万本  
(白石綿89万本、角閃石系(青・茶石綿)54万本)

が、一般大気群の35本/乾燥肺1gより明らかに多かった。

特に、電顕分析ができた2名からは、通常の7倍から14倍の青石綿が検出された。通常、大気中から青石綿はほとんど検出されないことから、当時、大量に青石綿を使用していたクボタ旧神崎工場周辺が重大な青石綿を含む石綿汚染にさらされていたことが明らかになったといえる。

電顕分析2名のうちのひとり、佐藤恭子さんは2005年5月胸膜中皮腫で亡くなった。66歳だった。

佐藤さんは、大阪府立成人病センターで肺摘出手術を受けていた。生前、患者と家族の会に電話相談があり、さっそく家族の会の古川和子さんがご本人と夫・富士夫さんに面談したが、どこで石綿に曝露したのか皆目わからなかった。ところが、社会保険照会回答票から、潮江製作所というクボタ旧工場の北250mにあった小さな近隣町工場で1年間事務員をしていたことがわかった。勤め始めの1959年頃は、クボタが毒性の強い青石綿を使い始めた1957年のあとの、ごく初期にあっていたのである。

土井雅子さんは、私たちがク

ボタ被害者と最初に認識した方である。故前田恵子さん、早川義一さん、そして土井さんの3人の患者さんと一緒にクボタとの話し合いに臨んだのが、2005年4月だった。すでにその段階でクボタは見舞金・弔慰金の支払いを表明していたものの、被害の因果関係の追究が重要になることが必至だった。

クボタ報道以降に発覚した、これほど大規模な公害が起こって

いるとは予想していなかった。そのようななかで始められたのが肺内石綿の調査だった。

青石綿が肺内にどの程度残存しているか。これが最重要項目だったのは言うまでもない。

その結果が、ようやく出はじめたのである。

今回の結果公表と記者会見の中で、土井雅子さんは「クボタは心からの謝罪を」と訴えた。

4月に発表された「救済金制度」は事実上、加害者としての補償になっているものの、因果関係については曖昧な言い方に止まっている。

肺内石綿の分析結果は、クボタのより踏み込んだ事実と責任の認識を要請しており、土井さんたちの言葉は真剣に受け止められるべきである。



(関西労災職業病7月号)

## 住友ゴムで石綿被害認定

### 兵庫●会社は因果関係否定、同僚証言で

住友ゴム工業(兵庫県神戸市)を1990年に定年退職し、2000年1月に悪性胸膜中皮腫で亡くなられたMさんの奥さんから、ひょうご労働安全衛生センターが労災申請の協力を求められたのは、昨年の7月だった。

すでに5年の時効を迎えていたため、アスベスト新法に望みを託し、昨年からの申請の準備を進めてきた。Mさんの同僚であった

正木さんと白野さんの全面支援により、住友ゴムの職場環境が手に取るようにわかる陳述書が完成した。

#### ●ゴム製品の製造工程概要

ゴム会社では、タイヤ・ホース・ゴルフボールなど、多種多様な製品を生産している。生産工程は、生ゴムを製品の用途別に加工し、素材化する。この工程をゴ